

4. 不審者侵入防止・侵入時の危機管理（不審者侵入対応マニュアル）

[1] 本校の警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1. 登校時

- (1) 原則として朝の開門は午前8時（正門のみ）
- (2) 登校時は正門を開放。児童へは登校時刻等について、次の点を指導すること。
 - *通常の授業時は、8時02分～8時20分の間に登校すること。
 - *遅刻等で門が閉まっている場合は、安全監視員の人に解錠してもらうこと。
- (3) 正門指導（8時00分～8時20分）
 - *正門付近で児童の登校を見守る。あいさつ、声かけをする。
 - *9時頃に施錠（幼稚園登園後）。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先する。

2. 授業時・休憩時

- (1) 正門は施錠。来校者や遅刻した児童は安全監視員に氏名と用件を告げる。または、インターホンを鳴らす。職員室のモニターで確認し、オートロックを解錠する。

3. 下校時・放課後

- (1) 正門から下校する。下校後は施錠する。

[2] 来校者等の受付について

- (1) インターホンが鳴れば、モニターを確認する。来校者の名前と用件を確認する。
- (2) 安全監視員は、来校者の名前と用件を確認する。
- (3) 特に問題がなければ、解錠し対応する。
- (4) 様子がおかしい場合や、誰か確認できない場合は、すぐに校長または教頭に連絡し、指示を仰ぐこと。
- (5) 保護者については、4月当初に来校者カードを各家庭に配布しているので、それを着用するようにお願いする。

[3] 校内巡視と安全点検について

1. 校内巡視等

- (1) 万一の際に他の教職員に非常事態であることがわかるよう、登校時から下校するまでの間は、必ず「笛」を携帯すること。もし、何か危急の事態が生じた場合は、笛を強く吹きつけて、近くの教職員に知らせること。
- (2) 本校教職員であることが誰にでもわかるよう、校内では必ず職員証を着用すること。
- (3) 原則として毎休憩時間は、児童の監督とともに、自分の近くに不審者等がないかどうか、意識的に確認するよう努める。

2. 毎月初めの「学校安全確保の日」と安全点検について

- (1) 毎学期初めは職員全員で、登校時の安全確認のため、校外で指導にあたる。
- (2) 「学校安全確保の日」には、安全点検を実施する。安全点検表に記録し、安全部に提出する。

[4] 学校行事の時の体制について

1. 保護者参観・運動会等の時

- (1) PTA運営委員会からの協力者に受付の応援を依頼する。
- (2) 保護者には来校者カードを着用してもらう。当日、来校者カードを忘れた保護者には、来

校者臨時カードを着用してもらう。

- (3) 万一、挙動不審なものが来校した場合は、安全監視員等が教職員に連絡。残りの者で不審者が教室等に近づかないよう、冷静に対応する。(相手を興奮させないように。できれば、男子更衣室に連れていく。)
- (4) 近くに児童がいる場合は、児童をそこから遠ざける。
- (5) 不審者が突然暴れだした場合など緊急の場合は、すぐに笛を吹いて危急を知らせる。また、むやみに不審者に立ち向かわないこと。
- (6) 不審者が侵入しても早期に発見できるように、校長、教頭、教務主任等は、随時、校内を巡視すること。
- (7) 万一、不審者が侵入した場合は、不審者侵入フローチャートにて対応する。
- (8) 全校に緊急放送が流れた際は、各担任等教職員は、児童を動揺させないように、保護者に対し、簡単に事情を説明し教室等で児童を守ってもらうよう依頼する。
- (9) その後については、放送等の指示に従い、避難または待機する。
- (10) 運動場に不審者が現れた場合は、近くの教職員で取り囲み、児童に近づけないようにすること。その際、近くの保護者にも協力を求める。また、児童をその場から遠ざけ、安全を確保すること。

2. 校外活動

- (1) 計画を作成する段階で、必ず下見を行い、危険個所等についてチェックすること。
- (2) 緊急事態の場合、学校へすぐ連絡ができるよう、携帯電話を携帯する。
- (3) 経路や活動場所近くの救急病院及び警察署の場所、住所、電話番号を確認しておくこと。
- (4) 事前に児童に対して、十分に安全指導(交通安全と生活安全)を実施すること。
- (5) 生活安全については、犯罪被害にあいそうになるなど万一の際の対処の仕方(助けを求め、大声を出す。逃げる。信頼できる大人に話す等)についても指導しておくこと。
- (6) 当日、保護者の連絡先一覧(緊急連絡網等)を救急病院の連絡先等とともに持参すること。また、緊急用の笛を忘れないこと。
- (7) 事故発生時は直ちに学校(050-7102-9012)、警察(110番)、救急(119番)保護者に連絡すること。
- (8) 他の児童の安全確保に十分留意すること。
- (9) 現地で一時解散する時は、緊急時の集合場所を必ず決め児童に伝えておく。

[5] その他の体制

1. 不審者情報があった場合の対応

- (1) 不審者情報等については、次の関係機関等と常に連絡を取り合い、情報を共有するよう努めている。本校周辺に不審者があった場合も、本校から各機関に連絡する。

① 枚方警察署(845-1234) ② 児童支援課(050-7105-8047) ③ 第二中学校(050-7102-9185)
④ 第四中学校(050-7102-9195) ⑤ 香陽小学校(050-7102-9080) ⑥ 開成小学校(050-7102-9016)
⑦ 五常小学校(050-7102-9020) ⑧ 春日小学校(050-7102-9024) ⑨ 山之上小学校(050-7102-9068)
⑩ 川越小学校(050-7102-9120) ⑪ 東香里小学校(050-7102-9168) ⑫ 香里幼稚園(854-0874)
⑬ 留守家庭児童会(854-7253) *緊急時、③~⑫への連絡は教育委員会に要請

- (2) 不審者情報があった場合は、集団下校を実施することがある。
- (3) 不審者情報が電話でもたらされ、対応した時は、内容と情報提供者の名前及び連絡先を確認し、直ちに校長、教頭、安全部に連絡すること。また、校外で不審者情報を入手した場合も同様に連絡すること。
- (4) 不審者情報等については、文書等により、速やかに保護者に提供し、注意喚起する。

2. 緊急連絡カードについて

- (1) 緊急連絡カードは、各担任及び学級委員から各保護者への連絡を保護者の了解を得て作成する。この際、個人情報保護と目的外使用禁止に留意する。
- (2) 緊急連絡カードは、ファイルに綴じ、職員室に備える。
- (3) 保護者にメールの登録を呼びかけ、学校とPTAが緊急と判断した情報を発信する。

3. その他

- (1) 毎年、4月、9月に全教職員で通学路点検を実施する。
- (2) 4月に校長・教頭等で地域の方々に「こども110番の家」への協力依頼や、登下校中の事故に関する学校への情報提供等について依頼を実施する。
- (3) 夏休み中、冬休み中に校区青少年を守る会主催の校区内巡視を実施。

[6] 不審者侵入時の危機レベルと対応について

1. 緊急事態発生時の体制

★本部（◎校長・教頭・主事）

- ・全体状況把握・総括及び指揮
 - ・関係機関への連絡
 - ・校内緊急放送
 - ・児童への指示の決定
 - ・保護者への連絡
 - ・通信方法の確保
 - ・報道機関への対応
 - ・当日の下校方法と今後の登下校方法の決定
 - ・保護者説明会の準備と開催、文書の作成
- （中、長期的な対応—再発防止のための総括。報告書の作成。保護者、地域住民との連携方策等の改善）

★安全・救護（各担任及び養護教諭）

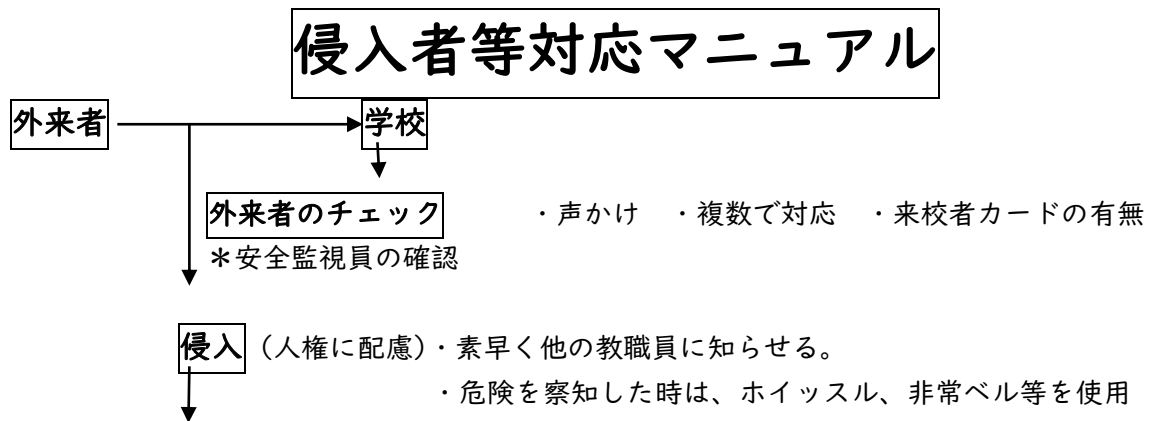
- ・児童の誘導、点呼
 - ・児童の状況把握
 - ・負傷者の確認、全容把握
 - ・負傷者の応急手当
 - ・負傷者の搬出
 - ・救急車上及び搬送先からの連絡
 - ・負傷者搬送先の確認
 - ・負傷児童の保護者への連絡
 - ・学校医への連絡
- （中、長期的な対応—負傷者に対するケア。心のケア。学校医等との連携体制の改善。安全教育の内容、指導体制等の見直し。）

★侵入者対応（生徒指導主事・男性教職員及び男性調理員、校務員）

- ・侵入者対応及び隔離
- ・校内巡視

- ・ 事件の情報収集、把握、整理
- ・ 学校の安全状況の把握
- ・ 地域の安全状況の把握の検討

(中、長期的な対応—再発防止対策危機管理マニュアルの改善。組織の見直し。)



緊急事態発生 (校長・教頭に報告)

緊急放送「〇年〇組で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください。」

危機レベルと事件対策本部の発動

危機レベル

レベル1：児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

レベル2：児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル3：児童（教職員）に危害が及んだ場合

※ レベル1以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。

※ 笛が鳴った場合はレベル2以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。

※ 状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	名前	発生時・直後の対応	中・長期的な対応
本部	◎校長 教頭 教務 主事	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握、統括及び指揮 ・警察（110番）、消防（119番）への通報 ・校内緊急放送 ・児童への指示の決定 ・教育委員会教育支援室への連絡及び支援要請 ・近隣学校園（二中・香陽小・開成小・五常小・春日小・山之上小・川越小・東香里小・香里幼）への連絡 ・保護者（PTA本部役員等）への連絡 ・通信方法の確保（電話・FAX・E-mail等） ・報道機関の対応は、本部が教育委員会と連携し対応 ・当日の下校方法の決定 ・今後の登下校方法・授業についての決定 ・保護者説明会の準備と開催 ・保護者あて連絡文の発行 ・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止、学校再開のための総括 ・報告書の作成 ・保護者、地域住民との連携方策等の改善
安全・救護	安全部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・経路の設定 ・児童の誘導 ・児童の点呼 ・児童の状況把握 ・必要に応じ救護班の応援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者に対するケア ・心のケア ・学校医等との連携体制の改善 ・安全教育の内容、指導体制等の見直し
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の確認、全容把握 ・負傷者の応急手当 ・負傷者の搬出 ・救急車同乗及び搬送先からの連絡 ・負傷者搬送先の確認 ・負傷児童の保護者への連絡 ・学校医への連絡 	
侵入者対応	児童 育成部	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者対応 ・侵入者隔離 ・校内巡視 ・事件の情報収集、把握、整理 ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善 ・組織（役割分担）の見直し

レベル1・・・児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

*レベル1の対応から不審者を侵入者と呼ぶ。

○ 対応者

(1) 侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合

- ①侵入者の興奮を静め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら複数で対応する。②凶器などを持参していないかを確認する。③「レベル1」である（危害が及ぶ可能性がある）ことを他の教職員に連絡する。（＝レベル1で、不審者1人です。役割分担に従って行動してください。）

(2) 侵入者を隔離できていない場合

- ① 侵入者を校長室に隔離するよう試みる。「入校証がないようなので、職員室に来てもらえないでしょうか。」（侵入者との距離を1.5m以上確保する）②侵入者が納得すれば校長室へ連れて行く。→ (1)へ

- ③隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合 → レベル2へ

○ 本部

- ・ 校長：119番・110番通報を指示
- ・ 教頭：119番・110番通報を指示、情報の集約
- ・ 教務：119番・110番通報
緊急放送「〇年〇組で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください。」
（事後対応）
「児童の皆さんは、運動場（教室か体育館）に集まってください。」
- ・ 主事：教育委員会へ連絡支援要請
PTA本部役員へ連絡、協力を要請

○ 安全確保

- ・ 運動場へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確保
1年：各学級担任、2年：各学級担任、3年：各学級担任
4年：各学級担任、5年：各学級担任、6年：各学級担任
わかば学級：各学級担任、教務：全校人数確認
- ・ 運動場で待機、放送等の指示を待つ。
- ・ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応

- ・ 生徒指導担当者：現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ・ 安全部担当者：校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ・ 負傷者が出た場合に備えての準備 養護教諭
- ・ 安全確保の応援（教室へ向かう） 算数専科
- ・ 侵入者対応（校内巡視）の応援 児童育成担当

* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。（本部）

レベル2・・・児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

○ 対応者

- ①笛（又は防犯ベル）を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして
周囲に危険を知らせる。
- ②近くに児童がいる場合はすぐ逃げるよう指示。児童と侵入者の間に入り侵入者を児童に
近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるように
するなど、児童の安全を図る。③侵入者を注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、
距離をおきながら机やイス、ほうき、消火器等防御できる身近な道具を用い、児童や自分
自身に危害を加えられないようにしながら、時間をかせぐ。
- ④侵入者が逃げた時は笛（又は防犯ベル）を鳴らしながら追いかけて逃げる先の児童等に
危険を知らせる。
- ⑤児童に危害が及ばないよう最大限の努力をすると共に自らの身を守る。
（対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない。）
- ⑥児童が捕えられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す。
「子どもを離しなさい。」「落ち着きなさい。」

○ 本部

- ・校長：直ちに110番、119番通報を指示 避難等の判断・指示
- ・教頭：110番、119番通報を指示 情報集約
侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校への連絡を教育委員会に要請、PTA本部役員へ連
絡、協力を要請
- ・教務：110番、119番通報、
緊急放送・・・「〇年〇組で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください」
（事後対応）
「児童の皆さんは、〇年〇組から離れて運動場（体育館）集まって下さい。」
- ・主事：教育委員会へ連絡、支援要請

○ 安全確保（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）

- ①避難場所・経路の決定 教務
- ②運動場（体育館）へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
1年：各学級担任、2年：各学級担任、3年：各学級担任、4年：各学級担任、
5年：各学級担任 6年：各学級担任、わかば：各学級担任、教務：全校人数確認
- ③運動場（体育館）で待機（放送を待つ）④校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、
情報を収集

○ 侵入者対応（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。）

- ①生徒指導担当者：さすまた等を持参して現場へ急行する。警察が到着するまで、
児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ②安全部担当者：校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を
確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）

- ① 負傷者が出た場合に備えての準備 養護教諭
- ② 安全確保の応援（教室または避難場所への誘導）算数専科
- ③ 侵入者対応、校内巡視の応援 担任外・他教科担当

レベル3・・・児童（教職員）に危害が及んだ場合

- 対応者
 - ① 笛（又は防犯ベル）を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、**周囲に危険を知らせる。**
 - ② 近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにし、侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、**児童の安全を図る。**
 - ③ 侵入者に注意しつつ負傷した児童等の状況確認、応急手当を行う（**救命を最優先**）。
 - ④ 被害が拡大しないようできるだけ**時間をかせぐ**。
 - ⑤ 駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。
- 本部
 - ・ 校長：直ちに110番、119番通報を指示 避難等の判断・決定・指示
 - ・ 教頭：110番、119番通報を指示、PTA役員へ連絡、協力を要請
 - ・ 教務：110番、119番通報
 - 緊急放送・・・「〇年〇組で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください。」
（事後対応）「児童の皆さんは、〇年〇組から離れて運動場(体育館)に集まって下さい。」
 - 主事：教育委員会へ連絡、支援要請
- 安全確保（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）
 - ① 避難場所・経路の決定 教務
 - ② 運動場(体育館)へ移動、待機(放送等の指示を待つ) 各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
 - 1年：各学級担任、2年：各学級担任、3年：各学級担任
 - 4年：各学級担任、5年：各学級担任、6年：各学級担任
 - わかば学級：各学級担任、教務：全校人数確認
 - ③ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。
- 侵入者対応（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）
 - ① 生徒指導担当者：現場へ急行（さすまた等の防御に利用できる用具を持参）。
警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ。侵入者が逃げた場合は、追跡する（校外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する）
 - ② 安全部担当者：校内巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認、児童の安全を確保する。
- 救助救護（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）
 - ① 現場へ急行。負傷者の応急手当、搬送の準備（救急車手配の要請） 養護教諭
 - ② 安全確保の応援（教室または避難場所への誘導とその他救護） 少人数担当者
 - ③ 負傷者のリストの作成(学年、組、名前、症状、処置、搬送先、付添者等の記録) 養護教諭
 - ④ 救急車同乗及び搬送先からの連絡(本部、保護者) 養護教諭 非常袋(児童緊急連絡先名簿、関係機関連絡先一覧、テレホンカード、小銭、筆記用具、記録用紙等を入れた鞆を保健室に常備)の携行
 - ④ 負傷者搬送先及び状況の確認 担任外・他教科担当

[7] 防犯訓練と安全教育

1. 防犯訓練の実施に際しての留意事項

- (1) 防犯訓練を、教職員のみで1回、児童を含めて1回、毎年実施する。
- (2) 児童を含めて実施する訓練では、児童が動揺しないように配慮する。とりわけ、「不審者」が実際に侵入してくる訓練については、児童が怖がることのないようにする。
- (4) 訓練にあたっては、必ず警察・消防署等関係機関と連携し、実際に通報する訓練も行う。

2. 職員研修会について

- (1) 防犯等に関する教職員研修会を次の通り開催する。

*本マニュアルに基づいた教職員研修。(枚方警察生活安全係と連携する。)

*不審者侵入を想定した緊急時の訓練を想定(毎回、場所、時間、状況等)を変えて実施する。

*児童が事故等にあった際の応急手当と心配蘇生講習会の実施。(PTA地域にも協力を依頼する。)

*危機対応能力等の向上や児童の安全教育を充実させるための研修会の実施。

3. 児童への安全教育実施に際しての留意事項

- (1) 交通安全、生活安全(防犯を含む)、災害安全について、学校安全計画に基づき実施する。

- (2) 防犯教育については、「学年便り」等により、予め保護者に周知し、理解と協力を得て、実施する。その際、保護者からの申し入れ等により、犯罪被害にあったことのある児童等について、配慮が必要な場合は学年で相談し、適切に対応する。
- (3) 通学路等で万一の際の対処の仕方（助けを求める。逃げる。大声を出す。信頼できる大人に話す。）についても指導する。また、被害にあったり、あいそうになったりした場合には、必ず家の人や先生に話すよう指導する。
- (4) 校内に不審者が侵入した場合の対応について、指導する。特に、教職員・来校者は必ず職員証、来校者カードを着用していること、着用していない者には近づかず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときはすぐに逃げることなどについて、指導する。